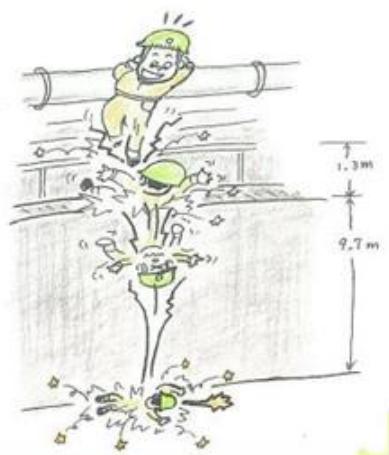


①墜落転落

スポットの清掃作業者が 犬走りから10m下の渠底に墜落

発生状況



外板を水洗いするため、ホースを地上に引き上げようとしたが、投げた荷揚げロープが犬走りの手摺に引っ掛けたので、ドックサイドから犬走り上に降りようとしたところ、渠底(9.7m)に墜落した

原因



- ✓ 昇降梯子を使わずに犬走りに降りようとした
- ✓ 安全帯を使用しなかった
- ✓ 入構時教育を受けていなかった

防止対策



- ✓ 犬走りにカバーを設置するなど、降りられないようにする
- ✓ 昇降梯子を利用するよう周知徹底する(梯子の位置表示)
- ✓ 入構時教育を徹底する(スポット工を含む)。安全帯の使用を再認識させる



**安全帯を確実に！
高齢者の高所作業には特に注意！**



DATA
発生年月日
2012.09.21

発生場所

建造ドック

作業名・作業内容

船底外板水洗い

死傷病名

脊髄ショック

職種

社/協

経験年数

1年10ヶ月

協力員

70才



事業者が行うべき安全衛生教育

- | | |
|----------------|---|
| 雇入れ時の教育 | 労働者を雇入れた時は定められた項目を教育しなければならない。 |
| 作業内容変更時の教育 | 作業内容を変更した時には雇入れ教育に準じた教育を行わなければならない。 |
| 特別の教育*1 | 就業制限業務に準ずる一定の危険有害業務に労働者を就かせる時に行う特別な教育。 |
| 職長等の教育 | 労働者の作業を直接指揮監督する職長等への教育。安全衛生責任者への教育。 |
| 安全衛生水準向上のための教育 | 危険有害業務に労働者を現に就いている者への能力向上教育。 |
| 安全衛生管理者等の教育 | 安全管理者、衛生管理者、職長、安全衛生推進者、作業主任者などの労働災害防止業務に従事するものへの能力向上教育。 |